

2023年3月3日

## エコマーク商品類型 No.130「家具 Version2.5」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

「家具 Version2」では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の令和5年2月24日変更閣議決定により、品目が追加されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

### 2. 改定箇所 (追加：下線部、削除：見え消し)

#### 4-1-1 省資源と資源循環

<共通>

- (1) 主要材料が、表1の再生材料の基準配合率を満たすこと。  
ただし、金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の95%以上使用されている棚、収納用什器、ディスプレイスタンドは本項目(1)に代えて基準項目(2)を満たすこと。
- (2) 金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の95%以上使用されている棚、収納用什器、ディスプレイスタンド、または、別表2に該当しない品目で金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の90%以上使用されている製品は、以下a)～d)の全ての要件を満たすこと。
- a) 製品は従来品と比較して原材料の使用量の削減および部品・部材の軽量化・減量化(リデュース配慮設計)、再生可能な材料の使用(リサイクル配慮設計)がなされていること。具体的には別表3のチェックリストの要件を満たすこと。
- b) 収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く)または棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板については、棚板一枚当たりの荷重が棚板質量の10倍以上であること。
- c) 製品は、以下の計算式より求めた単一素材分解可能率の値が90%以上であること。

$$\text{単一素材分解可能率 (\%)} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times$$

100

なお、次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品(錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等)
- ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒ

ンジ、引出レール等)

③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

d) 製造あるいは販売事業者(事業者団体を含む)などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、当該システムによって回収された製品の金属部分質量の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。

別表2 グリーン購入法特定調達品目

大分類	中分類
(省略)	
ホワイトボード	壁掛式
	自立式
<u>個室ブース</u>	<u>個室ブース</u>
<u>ディスプレイスタンド</u>	<u>ディスプレイスタンド</u>
ベッドフレーム	ベッドフレーム
マットレス	マットレス

3. 改定日： 2023年3月15日

以上